

年末年始の業務のお知らせ

1

年末年始の業務予定をお知らせします。公共施設の休館日は、15ページをご覧ください。

	12/26(土)	27(日)	28(月)	29(火)	30(水)	31(木)	1/1(金・祝)	2(土)	3(日)	4(月)
市役所	×	×		×	×	×	×	×	×	
ごみ収集	×	×			×	×	×	×	×	
し尿収集	×	×			×	×	×	×	×	×
クリーンヒル宝満		×				×	×	×	×	
浄化槽汚泥収集					×	×	×	×	×	×
コミュニティバス		×				×	×	×	×	

2

【固定資産税】償却資産の申告、家屋の新築・増築・解体の連絡をお願いします

申問 税務課資産税係(本館1階) ☎72-2111

償却資産(固定資産税)の申告

令和3年1月1日現在で、市内に償却資産(事業用資産)を所有している法人または個人は、当該資産の申告が必要です。令和2年度の申告をした人には、申告書などの書類を送付していますので、期限内に申告してください。新しく事業を始めた人など、書類が届かない場合はお問い合わせください。

償却資産とは 土地・家屋以外の事業のために使用している資産のことで、構築物、機械、装置、工具、器具、備品などが該当します。

申告期限 2月1日(月)

家屋の新築・増築・解体の届け出

令和2年1月2日から令和3年1月1日までに建物(住宅・倉庫など)を新築・増築、解体した場合、固定資産税に関する調査が必要です。登記や調査が済んでいない場合はご連絡ください。

※住宅を店舗として利用し始めたなどの用途の変更がある場合もご連絡ください

※すでに家屋調査、滅失登記が済んでいる場合は、申告は不要です

住宅用地継続申告

既存の家屋(住宅)の所有者またはその家族が、令和3年1月1日現在で住宅を建て替え中の場合、その土地は1年度のみ継続して住宅用地の特例を受けることができます。申告が必要です。詳しくはお問い合わせください。

事業者向け

新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対する固定資産税の特例措置

新型コロナウイルスの影響により収入が減少した事業者は、令和3年度分の事業用家屋・償却資産の固定資産税について、特例措置を受けることができます。詳しくは、市ホームページ(ホーム▶暮らし▶税金▶新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対する令和3年度固定資産税の特例措置)をご覧ください。

